

いじめ撲滅宣言

【主旨】

私たちは、楽しい学校生活を送る権利をもっています。また、他の人の人権を大切にする義務があります。そしていじめは、この権利を奪うとともに、義務に反する行為です。

いじめは、いじめられた人だけでなく、いじめをした人や、周りで見ている人の心も傷つきます。

いじめは、絶対にしてはいけないことです。

私たちは、本当は、優しい心をもっています。

私たちには、人を思いやり、愛する心があるのです。

その優しさを表す勇氣こそ、私たちはもつべきなのです。

【宣言】

- 1 私たちは、どんな理由があっても、いじめをしません。
- 2 私たちは、いじめを見たら、必ず注意をしたり、先生や身近な大人に伝えたりします。
- 3 私たちは、楽しい学校を、みんなの力でつくります。

平成24年10月5日

武蔵村山市立学校 生徒会・児童会

いじめ撲滅!

～武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針策定～

- 1 基本方針策定の意義
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの禁止
- 4 いじめ問題への基本的な考え方
- 5 学校における取組
- 6 武蔵村山市における取組

社会総がかりで!!

いじめ撲滅のための連携機関

(いじめ撲滅サミット参加健全育成関係機関)

東京都教育庁(多摩教育事務所) 東大和警察署 北多摩西部消防署 小平児童相談所
 人権擁護委員 民生・児童委員協議会 保護司会 更生保護女性会 青少年補導連絡会
 防犯協会 青少年対策地区委員会 学校評議員会 学校運営協議会 各小・中学校 PTA
 北多摩西部消防少年団 子ども家庭支援センター 児童館 学童クラブ 教育相談室
 放課後子ども教室 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
 自治会連合会 村山団地連合自治会 商工会



武蔵村山市教育委員会 教育指導課
 〒208-8501
 武蔵村山市本町1-1-1
 電話 042-565-1111 (内線 440)

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)

(いじめの禁止)

第四条

児童等は、いじめを行ってはならない。

*この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を斟酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

平成26年4月
 武蔵村山市教育委員会

武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針

【1 基本方針策定の意義】

いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題であることから、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、武蔵村山市教育委員会（以下「市教委」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

【4 いじめ問題の基本的な考え方】

* 概要

- (1) いじめに関する児童・生徒の理解を深める
 - ・ 道徳授業の充実
 - ・ 人権教育の充実
- (2) いじめられた児童・生徒を守る
 - ・ いじめられた児童・生徒を組織的に守る。
- (3) いじめを知らせた児童・生徒を守る
 - ・ 児童・生徒の主体性を支援する。
- (4) 学校一丸となって取り組む
 - ・ 学校全体の組織的な対応力を高める。
- (5) 社会総がかりで取り組む
 - ・ 保護者・地域・関係機関と連携し、社会総がかりで取り組む。

【2 いじめの定義】

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

【3 いじめの禁止】

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に深く傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、武蔵村山市の全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

ほくめつ いじめ撲滅



【6 武蔵村山市における取組】

☆ いじめ^{ほくめつ}撲滅 10の取組

- ① 「いじめ認知報告票」を基に学校と情報を共有し、いじめ解決に向けた指導・助言を行う。
- ② 必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を行い、学校と一体となっていじめの解決に取り組む。
- ③ 児童館、学童クラブ、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員などと連携し、いじめ防止に係る取組を推進する。
- ④ 年次や職層に応じた教職員の研修を充実させる。
- ⑤ 学校の校内研修を支援し、いじめへの対応策等について周知する。
- ⑥ いじめ防止のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及させる。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。
- ⑧ 児童・生徒の努力の成果を顕彰する「教育のつどい」を通して、児童・生徒の自尊感情や自己有用感を育む。
- ⑨ いじめられた児童・生徒の安全を確保するために必要が認められる場合は、いじめた児童・生徒の保護者に対し出席停止を命じる。（「武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止措置の運用に関する要綱」参照）
- ⑩ いじめによる重大事態が発生した際は、地域及び学校運営協議委員の代表やカウンセラーを中心として組織する「いじめ問題対策委員会」を開催し、重大事態の事実関係の明確化や原因の追及及びいじめ解決等の調査を行う。

【5 学校における取組】

* 概要

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 学校の実態を踏まえた基本方針の策定
- (2) 組織等の設置
 - ・ いじめ防止等に関する組織を置く。
- (3) 未然防止
 - ・ 「いじめ標語」の活用
 - ・ 校内研修の実施
- (4) 早期発見
 - ・ 信頼関係による教育相談・アンケート調査
- (5) 早期対応
 - ・ 「いじめ認知報告票」「いじめ対応記録表」
- (6) 重大事態への対応
 - ・ 警察との連携
 - ・ 事実関係の調査